

12月定例会 こんなこと決めました

会期:平成26年12月9日~24日

次の条例を修正可決

(委員長及び副委員長)

- 1 対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、互選により定める。

●大崎町いじめ問題対策委員会設置条例の制定

この条例は、大崎町立小学校及び中学校におけるいじめの防止及び解決に資するため、教育委員会に対策委員会を置くもの。

条例の内容は次のとおり（抜粋）

(所掌事務)

- ①いじめの防止等のため、対策について審議し、提言を行う。

- ②重大事態について、事実関係を明確にするため、調査を行う。

- ③その他学校におけるいじめ防止等のため、教育委員会が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

- 1 対策委員会は7人以内で組織する。

- ①識見を有する者

- ②関係行政機関の職員

- ③その他、特に教育委員会が適当と認める者

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 3 欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(資料提出の要求等)

- 1 対策委員会に、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

対策委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。
委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委任)

この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

監査委員を再同意

監査委員の任期が満了となつた事から、再度、同意をしました。



住所 仮宿1771番地
氏名 四本庸一氏